作新学院大学

改善報告書

令和６年７月３日

１．大学名：作新学院大学

２．認証評価実施年度：令和４年度

３．「改善を要する点」の内容

基準項目：5-1

○「決算及び事業の実績」について、私立学校法第 46 条に「理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と規定されており、「決算及び事業の実績」については、あらかじめ理事会において議決を経る必要があるが、寄附行為第 40 条第 2 項には「理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聴き、理事会の承認を得なければならない。」と定めており、私立学校法にのっとっていないので改善が必要である。

４．改善状況及び結果

基準項目 5-1 について

寄附行為第４０条２項に関し、令和５年８月１４日に文部科学大臣の認可を受け、規定文言を「理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。」と、私立学校法第４６条の規定に合わせる改正を行い、実態においても私立学校法に則った運用を行っている。

５．エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-1 の資料

・5-1-1　学校法人船田教育会　寄附行為
・5-1-2　学校法人船田教育会　理事会議事録　（令和５年３月３０日開催）
・5-1-3　学校法人船田教育会　評議員会議事録（令和５年３月３０日開催）